

参考資料

I 計画策定までの経過

(1) 伊勢原市食育推進計画策定委員会の開催

食育基本法第18条の規定に基づく市町村食育推進計画を策定するために、伊勢原市食育推進計画策定委員会を設置し、第4次伊勢原市食育推進計画策定委員会を3回開催しました。

日程		内容
第1回	令和4年 5月26日	・計画策定の概要について ・策定スケジュールについて ・国・県の動向について ・第4次伊勢原市食育推進計画骨子(案)について
第2回	令和4年 7月21日	・第4次伊勢原市食育推進計画(素案)について
第3回	令和4年 10月24日	・第4次伊勢原市食育推進計画(案)について

(2) 伊勢原市食育推進計画策定委員会 委員名簿

区分	所属	職種等	氏名
食育に関し学識を有する者	神奈川工科大学 健康医療科学部 管理栄養学科	教授	◎饗場 直美
伊勢原市食生活改善推進員	伊勢原市食生活改善推進団体	会長	○朝倉 麻子
教育関係機関関係者	伊勢原市立成瀬小学校	栄養教諭	神崎 福代
平塚保健福祉事務所 秦野センターに在職する職員	平塚保健福祉事務所 秦野センター	保健福祉課長	石川 奈穂
農林水産業及び 食品産業関係者	湘南農業協同組合 組織農政部 組織指導課	次長	田邊 典子
農林水産省及び 食品産業関係者	伊勢原市商工会	事務局長	安藤 隆幸
公募に応じた者	公募	一般市民	長谷川 円香

◎委員長 ○副委員長

(3) 伊勢原市食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づく市町村食育推進計画（以下「計画」という。）の原案を策定するために、伊勢原市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の方針に関すること。
- (2) 計画の原案の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから7人以内の委員をもって組織する。

- (1) 食育に関し学識を有する者
- (2) 教育関係機関関係者
- (3) 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センターに在籍する職員
- (4) 農林水産業及び食品産業関係者
- (5) 伊勢原市食生活改善推進員
- (6) 公募に応じた者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の原案の策定作業が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康づくり主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

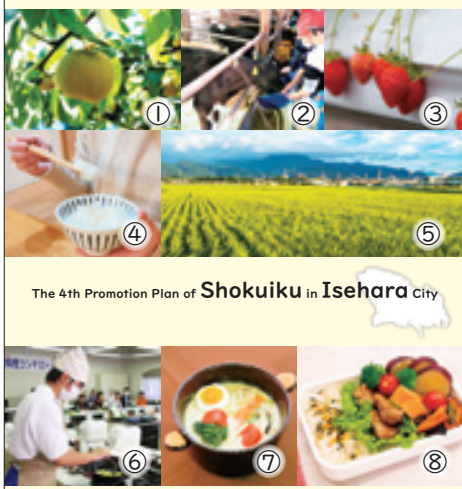
附 則 （平成29年3月13日告示第25号）

この告示は、公表の日から施行する。

第4次伊勢原市食育推進計画

～食で育み未来につなげる いのちときずな～

令和5年度～令和9年度



【表紙の写真について】

①③市内産梨といちご（伊勢原市はフルーツの栽培が盛んです）

②市内牧場での酪農体験

④和食文化のひとつ「箸」

⑤大山と市内の田園風景

⑥伊勢原市食育料理コンテスト調理の様子

⑦伊勢原市食育料理コンテスト（小学生の部市長賞）作品

⑧伊勢原市食育料理コンテスト（中学生の部市長賞）作品

（伊勢原市では、小・中・高校生の食育料理コンテストを実施しています）